

要介護認定を受けている方の 「障害者控除対象者認定書」の交付について



障害者控除の対象になる方は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けていない方でも、基準日(12月31日)において介護保険の要介護認定(要介護1から要介護5)を受けている満65歳以上の方で、状態が身体障害者手帳などの交付を受けている方と同程度であると判断した場合は、「障害者控除対象者認定書」が発行され、所得税や住民税で障害者控除か特別障害者控除を受けることができます。

この場合「要介護度」の段階で一律に認定の可

否が決まるものではありません。基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」「主治医意見書」をもとに認定します。

【注意事項】

要介護認定を受けている方でも障害者控除の対象にならない場合があります。また本人及び扶養親族の所得税や町民税が非課税の場合は該当になりません。申請には「印鑑」が必要です。

■問合せ・申請

健康福祉課介護保険グループ (☎74-3001)

後期高齢者医療制度のお知らせ

■問合せ・申請 住民課国保・医療グループ(☎74-3002)

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢

者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

| 負担割合 | 区 分 | | 自己負担額の合計の基準額 |
|------|----------|--|--------------|
| 3割 | 現役並み所得者 | | 67万円 |
| 1割 | 一 般 | | 56万円 |
| | 住民税非課税世帯 | 世帯全員が住民税非課税である方(区分Ⅱ) | 31万円 |
| | | 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方(区分Ⅰ) | 19万円 |

医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者に送付していましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

イメージ図

| 受診年月 | 診療を受けた医療機関等 | 診療区分 | 日数 | 医療費総額 | 自己負担額 |
|--------|-------------|------|----|--------|-------|
| H28年1月 | 〇〇病院 | 医科外来 | 1 | 18,000 | 1,800 |
| H28年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 |
| 合 計 | | | | 28,000 | 2,800 |

※確定申告(医療費控除)の添付資料としては使用できません。
※この通知は受診状況をお知らせするもので請求書ではありません。



医療費通知を活用しましょう

医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。インフルエンザ予防や健康診査など、健康保持・増進に役立つ情報が書かれています。診療日数などに間違いがないか確認しましょう。